

(熊本県会計規則)

旧				新			
別表第4				別表第4			
本庁	課	略	略	本庁	課	略	略
知事部局	総合調整局、総務部、企画振興部、健康福祉部、環境生活部及び商工観光労働部の各課、農政課、林務水産部（水産振興課を除く。）の各課並びに監理課	略	略	知事部局	総合政策局、総務部、地域振興部、健康福祉部、環境生活部及び商工観光労働部の各課、農政課、林務水産部（水産振興課を除く。）の各課並びに監理課	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

訓 令

熊本県訓令第 22 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。
- 第 4 条中第 6 項を削り、同条第 7 項中「総合調整局」を「総合政策局」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。
 - 7 総務部に危機管理監を置く。
 - 第 4 条第 9 項中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。
 - 第 4 条第 28 項中「部」を「部（局）」に、「部付」を「部（局）付」に改める。
 - 第 5 条第 9 項中「総合調整局」を「総合政策局」に改め、同条第 12 項中「企画振興部」を「地域振興部」に改め、同条第 8 項を削り、同条第 9 項を同条第 8 項とし、同条第 10 項の前に次の 1 項を加える。
 - 9 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理に係る調整、防災及び消防に関する事務を掌理する。
 - 第 5 条第 53 項中「部付」を「部（局）付」に、「部長」を「部（局）長」に改める。
 - 第 14 条第 3 項中「企画振興部長」を「総合政策局長」に改める。
 - 第 15 条第 3 項中「危機管理室」の次に「及び防災消防課」を加え、「総合調整局長」を